

受付印

省エネ住宅改修に伴う固定資産税減額申請書

年 月 日

海南市長 様

所有者又は 住所 _____

納税義務者 氏名 _____
Tel () -

個人番号
又は法人番号 _____

下記の家屋について下記工事項目の省エネ改修工事をしたので、固定資産税の減額を申請します。

適用条文 地方税法附則 { 第15条の9第9項又は第10項
 第15条の9の2第4項又は第5項
(認定長期優良住宅) }

家屋の所在	海南市		
家屋番号			
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(店舗・事務所等は除く)		
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨(軽量鉄骨) <input type="checkbox"/> 鉄筋コン <input type="checkbox"/> その他()		
延床面積	m ²		
改修工事完了年月日	年 月 日		
改修工事費	自己負担額	円	合計 円
	補助金等がある 場合その額	円	
該当要件 (いずれか○で囲んでください。)	①窓の改修工事 (※①は必須) ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事 ⑤太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置		

(注) ・工事費用のうち自己負担額が60万円を超えるもので、改修後3ヶ月以内に申告してください。
・平成26年1月1日に存する住宅で、床面積が50m²以上280m²以下のものが対象となります。
(併用住宅の場合は、居住部分の割合が1/2以上であるもの。また、貸家住宅部は対象となりません。)

※①～④の改修工事の場合、工事費が60万円を超えること。
⑤を含む場合は、①～④の改修工事費で50万円を超え、⑤の工事費と合わせて60万円を超えること。

[添付書類]

- 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関による証明書
- 60万円を超える工事費用を要した領収書(コピー可)
- 長期優良住宅の認定を受けた住宅であることを証する書類
(改修工事により認定長期優良住宅となった場合)